

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類

(吸収合併に係る事後開示事項)

2020 年 4 月 1 日

東京都港区高輪四丁目 8 番 3 号  
株式会社小糸製作所  
代表取締役社長 三原 弘志



当社は、KI ホールディングス株式会社（以下「KIHD」といいます。）との間の 2020 年 1 月 30 日付吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、KIHD を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に係る会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 801 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 200 条の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定により本合併をやめることの請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求手続の経過

該当事項はありません。

② 新株予約権買取請求手続の経過

該当事項はありません。

③ 債権者保護手続の経過

KIHDは、2020年2月6日付の官報及び日刊工業新聞への掲載により、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づく公告を行いました。会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、2020年2月6日付の電子公告により、当社の株主に対し、本合併をする旨並びに吸収合併消滅会社となるKIHDの商号及び住所の公告を行いました。

本合併は会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易合併）に該当することから、会社法第797条第1項の規定に基づく反対株主買取請求権は認められておらず、かかる手続について、該当事項はありません。なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に定める期間内に当社の株主のうち1名の株主から本合併に反対する旨の通知を受けましたが、当該反対に係る議決権の総数は433個（43,300株）であり、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条で定める株式の数には達しませんでした。

② 債権者保護手続の経過

当社は、2020年2月6日付の官報への掲載及び電子公告により、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づく公告を行いました。会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日付で、KIHD からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

なお、当社が本合併により KIHD から承継した資産の額は、金 20,873 百万円であり、負債の額は、金 12,456 百万円（いずれも概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記をした日

2020 年 4 月 1 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収合併に係る事前開示事項)

2020 年 2 月 6 日

神奈川県横浜市戸塚区前田町 100 番地

KI ホールディングス株式会社

代表取締役社長 山口 常雄



当社は、2020 年 1 月 30 日に株式会社小糸製作所（以下「小糸製作所」といいます。）との間で、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、小糸製作所を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結いたしました。本合併に係る会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 182 条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

小糸製作所は当社の完全親会社の関係にあるため、小糸製作所は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。また、小糸製作所において、資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

## 5. 吸収合併存続会社についての計算書類等に関する事項

### (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ① 当社株式の株式公開買付け及び株式等売渡請求による当社の完全子会社化

小糸製作所は、2019年4月23日開催の取締役会の決議に基づき、株式公開買付けの方法により、2019年6月19日付で、当社の普通株式の42.18%を1株当たり455円（総額7,950百万円）で取得し、2019年6月27日開催の取締役会において、小糸製作所及び当社を除く当社の株主の全員に対して、当社の普通株式の7.63%につき1株当たり455円（総額1,438百万円）で株式等売渡請求を行うことを決議し、2019年8月1日付で当社を小糸製作所の完全子会社といたしました。

#### ② イスラエルにおけるベンチャー企業の株式取得

小糸製作所は、2019年6月21日付で、BrightWay Vision Ltd.（本社：イスラエル）の株式の36.92%を、24百万ドルで取得し、小糸製作所の持分法適用会社といたしました。

#### ③ 剰余金の配当(1)

小糸製作所は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、2019年6月28日を効力発生日として、2019年3月31日時点の株主に対し、1株当たり52円、総額8,358百万円の剰余金の配当（期末配当）を行うことを決定いたしました。

④ 剰余金の配当(2)

小糸製作所は、2019年10月28日開催の取締役会において、2019年12月5日を効力発生日として、2019年9月30日時点の株主に対し、1株当たり52円、総額8,358百万円の剰余金の配当（中間配当）を行うことを決定いたしました。

⑤ インド子会社の完全子会社化

小糸製作所は、2019年12月27日付で、INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED（本社：インド）の株式の29.9%を金1,485百万インドルピーで取得し、同社を小糸製作所の完全子会社といたしました。

⑥ 米国におけるベンチャー企業の株式取得

小糸製作所は、2020年2月5日付で、Cepton Technologies, Inc.（本社：米国）に対し50百万ドルを出資し、同社株式の一部を取得いたしました。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

定款変更（事業年度の変更）

当社は、2019年11月20日付で、事業年度を「毎年10月1日から翌年9月30日まで」から、「毎年4月1日から翌年3月31日まで（但し、進捗期については2019年10月1日から2020年3月31日まで）」に変更するため、定款を変更いたしました。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

小糸製作所の最終事業年度の末日（2019年3月31日）現在及び当社の最終事業年度の末日（同年9月30日）現在（以下、それぞれを「基準日」といいます。）の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額（いずれも概算値）はそれぞれ下表

のとおりであり、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。

(単位:百万円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
当 社	23,412	14,591	23,412
小糸製作所	419,791	116,231	303,560

また、当社及び小糸製作所の双方において、各基準日から本合併の効力発生までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。なお、本合併により増加する小糸製作所の資産の額は負債の額を上回っております。

さらに、本合併の効力発生後においても、小糸製作所が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の小糸製作所の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上により、本合併の効力発生日以後における小糸製作所の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1 吸収合併契約



## 吸収合併契約書

株式会社小糸製作所（以下「甲」という。）及び KI ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2020年1月30日付で、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行う（以下「本合併」という。）。
2. 本合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。  
 甲の商号：株式会社小糸製作所  
 甲の住所：東京都港区高輪四丁目8番3号  
 乙の商号：KI ホールディングス株式会社  
 乙の住所：神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地

### 第2条（吸収合併に際して交付する対価及びその割当て）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、所有株式に代わる金銭等を交付しない。

### 第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金、資本準備金及び利益準備金を増加しない。

### 第4条（株主総会の承認）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第6条（契約の変更又は解除）

本契約の締結日から本効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併に係る条件を変更し又は本契約を解除することができる。

以上の合意を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2020年1月30日

甲： 東京都港区高輪四丁目8番3号  
 株式会社小糸製作所  
 代表取締役社長 三原 弘志

乙： 神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地  
 KI ホールディングス株式会社  
 代表取締役社長 山口 常雄



別紙 2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1) 事業の経過及び成果

当期における我が国の経済情勢は、設備投資の増加や堅調な個人消費により、緩やかながら拡大基調で推移いたしました。世界においては、米国・アジア経済は比較的堅調に推移、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題、これらの世界経済への波及、地政学的リスク等はあるものの、総じて堅調に推移いたしました。

自動車産業におきましては、国内では、国内向け、輸出向け共に生産台数は前期比横這いとなりました。海外では、ASEANやインドでの需要増はあるものの、中国が前期の小型車減税打ち切りの影響等により減産、欧州での減産等もあり、世界の自動車生産台数は前期に比べ減少いたしました。

このような状況のもと、当社グループは中長期的な自動車照明器の収益拡大に向け、海外生産能

#### 日本

自動車生産台数が横這いのなか、新規受注の拡大や自動車ランプのLED化進展により、売上高は前期比5.5%増の3,846億円となりました。



#### 北米

自動車生産台数が横這いのなか、新規受注の拡大や自動車ランプのLED化進展により、売上高は前期比7.2%増の2,003億円となりました。

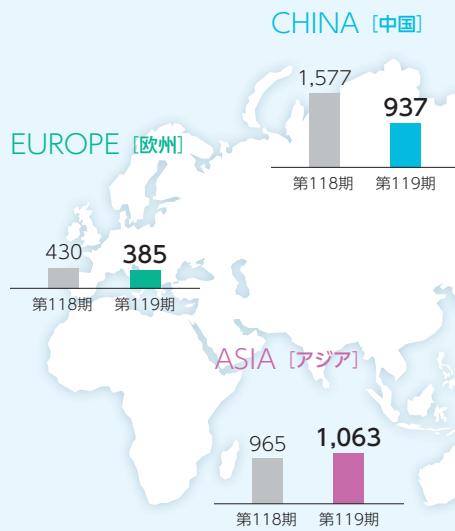


#### 中国

自動車生産台数が減少するなか新規受注の拡大はあったものの、上海小糸社を連結対象から除外した影響により、売上高は前期比40.6%減の937億円となりました。



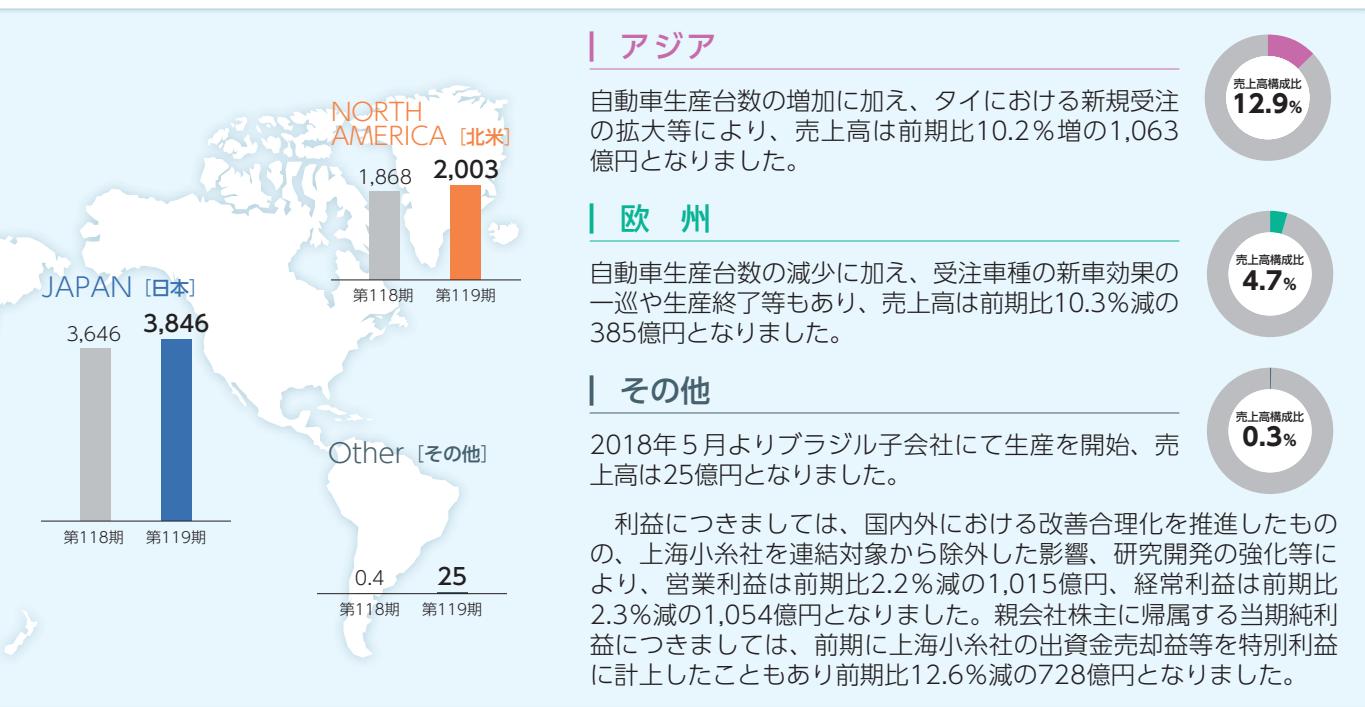
#### <ご参考> 地域別売上高 (単位: 億円)



力の増強、製品開発力の強化、及び積極的な受注活動を展開してまいりました。昨年5月にブラジル子会社が生産を開始したことに加え、昨年11月に福州小糸大億車灯有限公司の工場を拡張、本年3月にPT. インドネシアコイトの工場を拡張し、それぞれ稼働いたしました。

当期における売上高は、主力の自動車照明関連事業において新規受注の拡大や自動車ランプのLED化進展等はありませんでしたが、世界自動車生産台数の減少に加え、従来連結子会社であった上海小糸車灯有限公司（以下、「上海小糸社」といいます。）を2017年9月末に持分法適用会社とし、2018年3月末に連結対象から除外した影響により、前期比2.7%減の8,262億円となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりです。



### アジア

自動車生産台数の増加に加え、タイにおける新規受注の拡大等により、売上高は前期比10.2%増の1,063億円となりました。

### 欧州

自動車生産台数の減少に加え、受注車種の新車効果の一巡や生産終了等もあり、売上高は前期比10.3%減の385億円となりました。

### その他

2018年5月よりブラジル子会社にて生産を開始、売上高は25億円となりました。

利益につきましては、国内外における改善合理化を推進したものの、上海小糸社を連結対象から除外した影響、研究開発の強化等により、営業利益は前期比2.2%減の1,015億円、経常利益は前期比2.3%減の1,054億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期に上海小糸社の出資金売却益等を特別利益に計上したこともあり前期比12.6%減の728億円となりました。

# 事業報告

## 2) 設備投資の状況

当期は、自動車照明関連事業において国内外共に新製品・モデルチェンジ対応の成形機、組立ライン、金型など総額540億円の設備投資を行いました。

## 3) 資金調達の状況

海外事業への積極的な投資等に係る所要資金につきましては、自己資金及び借入金をもって充たいたしました。

## 4) 対処すべき課題

当社グループは、グローバルサプライヤーとして、世界の自動車産業動向等に柔軟に対応できる開発・生産・販売体制の確立及び経営体制・組織の再編強化と、企業活動の内部統制充実が課題であります。

これに対処すべく、市場・得意先ニーズを先取りした新技術・新製品開発、環境保全等に加え、生産性向上、原価低減、品質向上活動など、経営体質強化に努めてまいります。

なお、2013年3月22日、当社は自動車用ランプの取引に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。本件におけるこれらの命令につきましては、同年5月23日、当社は同委員会に対し審判の請求を行い、2018年5月30日に当社の審判請求を棄却する旨の審決を受け検討した結果、当社はこれに対する審決取消訴訟を提起せずに排除措置命令等を受け入れることにいたしました。

本件に関連しましては、米国及びカナダにおいて、当社及び当社の米国子会社に対して、損害賠償を求める訴訟が提起されております。このうち、米国における訴訟の一部につきまして、和解が成立しております。その他の訴訟については、引き続き原告らの主張を精査した上で、適切に対処してまいります。

今後とも社会的責任を果たすべき企業として、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、更なるコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、企業倫理遵守及び信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5) 財産及び損益の状況の推移

区分 / 期別		第116期 (2015/4~2016/3)	第117期 (2016/4~2017/3)	第118期 (2017/4~2018/3)	第119期 (2018/4~2019/3)
売上高	百万円	813,477	841,456	848,868	<b>826,257</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	46,303	56,692	83,397	<b>72,895</b>
1株当たり当期純利益	円	288.15	352.80	518.90	<b>453.52</b>
総資産	百万円	588,683	658,341	672,055	<b>738,175</b>
純資産	百万円	329,671	381,000	444,808	<b>503,564</b>

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

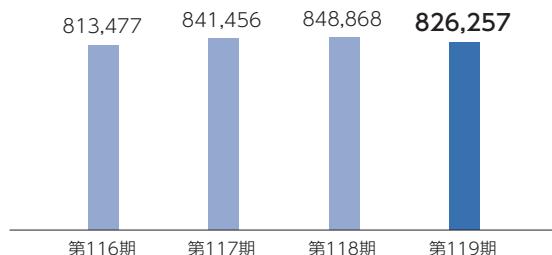
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、算出しております。また、自己株式数を控除して算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を選って適用した後の金額となっております。

<ご参考>

### ■ 売上高

(単位：百万円)



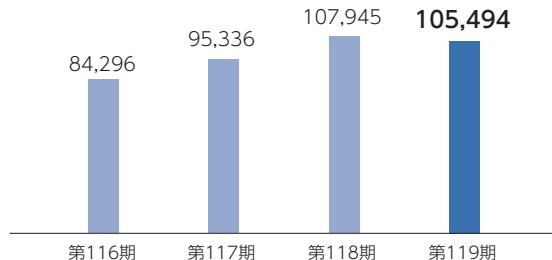
### ■ 営業利益

(単位：百万円)



### ■ 経常利益

(単位：百万円)



### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



# 事業報告

## 6) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

#### 1) 国内

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
小糸九州株式会社	3,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
コイト運輸株式会社	40百万円	100.0%	輸送業務
アオイテック株式会社	100百万円	98.0%	電子・電気通信精密機器の製造・販売
静岡電装株式会社	76百万円	100.0% (35.1%)	自動車照明機器の製造・販売
日星工業株式会社	51百万円	61.8% (12.4%)	各種小型電球、電気機器の製造・販売
藤枝オートライティング株式会社	100百万円	100.0% (50.0%)	自動車照明機器の製造・販売
静岡ワイヤーハーネス株式会社	100百万円	100.0% (50.0%)	自動車照明機器の製造・販売
榛原工機株式会社	50百万円	100.0% (55.0%)	樹脂成形用金型の製造・販売
静岡金型株式会社	20百万円	40.0%	樹脂成形用金型の製造・販売
コイト保険サービス株式会社	10百万円	100.0%	保険代理業
KIホールディングス株式会社	9,214百万円	50.0%	航空機シートの製造・販売
コイト電工株式会社	90百万円	100.0% (100.0%)	鉄道車両制御機器、道路交通信号・交通管制システム、鉄道車両シート等の製造・販売
ミナモト通信株式会社	40百万円	100.0% (100.0%)	信号・保安機器の保守管理
丘山産業株式会社	50百万円	51.0% (51.0%)	鉄道車両シート等の製造・販売

## 2) 海外

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
北 米			
North American Lighting, Inc.	130,000千米ドル	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
North American Lighting Mexico, S.A. de C.V.	750百万メキシコペソ	90.0% (30.0%)	自動車照明機器の製造・販売
欧 州			
Koito Europe Limited	65,000千英ポンド	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
Koito Czech s.r.o.	1,000百万チェココナ	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
中 国			
広州小糸車灯有限公司	4,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
湖北小糸車灯有限公司	5,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
福州小糸大億車灯有限公司	9,000千米ドル	100.0% (49.0%)	自動車照明機器の製造・販売
アジア			
THAI KOITO COMPANY LIMITED	365,200千タイバツ	61.8%	自動車照明機器の製造・販売
PT.INDONESIA KOITO	60,000千米ドル	90.0%	自動車照明機器の製造・販売
大億交通工業製造股份有限公司	762,300千台湾元	32.5%	自動車照明機器の製造・販売
INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED	1,840百万インドルピー	70.1%	自動車照明機器の製造・販売
KOITO MALAYSIA SDN.BHD.	200百万リンギット	90.0%	自動車照明機器の製造・販売
南 米			
NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda.	303,000千レアル	95.0% (20.0%)	自動車照明機器の製造・販売
KIホールディングスグループ			
KPS N.A., INC.	400千米ドル	100.0% (100.0%)	鉄道車両電装品の製造・販売
常州小糸今創交通設備有限公司	200百万円	50.0% (50.0%)	鉄道車両電装品の製造・販売

(注) 出資比率の( )は、子会社による出資比率を内数で表示しております。

# 事業報告

## ② 技術提携の状況

主要な技術提携先は次のとおりであります。

### 1) 技術援助契約先

会 社 名	国 名
Hella Automotive Mexico S.A.de C.V.	メ キ シ コ
Industrias Arteb S.A.	ブ ラ ジ ル
FARBA AYDINLATMA SİSTEMLERİ ANONİM ŞİRKETİ	ト ル コ
Lumotech (Pty.) Ltd.	南アフリカ
EP Polymers (M) Sdn.Bhd.	マレーシア
AuVitronics Limited	パキスタン
AMS CO.,LTD.	韓 国
AVTOSVET Limited Liability Company	ロ シ ア

### 2) 技術導入契約先

会 社 名	国 名
PTI Technologies Inc.	米 国

## 7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
自動車照明関連事業	LEDヘッドランプ、ディスチャージヘッドランプ、前照灯並びに補助灯、標識灯、ハイマウントストップランプ、ハロゲン電球、その他各種小型電球、その他灯具等
自動車照明以外・電気機器関連事業	鉄道車両電装品、道路交通信号、道路情報システム等
その他事業	航空機部品・電子部品、航空機・鉄道車両シート、環境調節装置、輸送業務、保険業務等

## 8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都港区	東京営業所	東京都港区
札幌支店	札幌市東区	厚木営業所	神奈川県厚木市
北関東支店	栃木県宇都宮市	静岡営業所	静岡市清水区
東京支店	東京都港区	名古屋営業所	愛知県豊田市
豊田支店	愛知県豊田市	大阪営業所	大阪市淀川区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
広島支店	広島県安芸郡	静岡工場	静岡市清水区
札幌営業所	札幌市東区	榛原工場	静岡県牧之原市
仙台営業所	仙台市宮城野区	相良工場	静岡県牧之原市
北関東営業所	栃木県宇都宮市	富士川工機工場	静岡県富士市
太田営業所	群馬県太田市	小糸パーツセンター	静岡市清水区

### ② 子会社

#### 1) 国内

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
小糸九州株式会社	佐賀県佐賀市	榛原工機株式会社	静岡県牧之原市
コイト運輸株式会社	静岡市清水区	静岡金型株式会社	静岡県藤枝市
アオイテック株式会社	浜松市北区	コイト保険サービス株式会社	東京都港区
静岡電装株式会社	静岡市清水区	KIホールディングス株式会社	横浜市戸塚区
日星工業株式会社	静岡市清水区	コイト電工株式会社	静岡県駿東郡
藤枝オートライティング株式会社	静岡県藤枝市	ミナモト通信株式会社	横浜市戸塚区
静岡ワイヤーハーネス株式会社	静岡市清水区	丘山産業株式会社	群馬県邑楽郡

# 事業報告



## 2) 海外

名 称		所 在 地
North American Lighting, Inc.	1 本社・パリス工場	イリノイ州
	2 フローラ工場	イリノイ州
	3 セーラム工場	イリノイ州
	4 アラバマ工場	アラバマ州
	5 インディアナ金型工場	インディアナ州
	6 技術センター	ミシガン州
7 North American Lighting Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ	サンルイスポトシ州
8 Koito Europe Limited	英国	ウースターシャー州 ドロイトウィッチ市
9 Koito Czech s.r.o.	チェコ	ジャーテツ市
10 広州小糸車灯有限公司	中国	広州市
11 湖北小糸車灯有限公司	中国	孝感市
12 福州小糸大億車灯有限公司	中国	福州市



名称	所在地
THAI KOITO COMPANY LIMITED	サムットプラカン県
13 バンプリー工場	サムットプラカン県
14 パチンブリ工場	パチンブリ県
15 PT.INDONESIA KOITO	インドネシア
16 大億交通工業製造股份有限公司	台湾
17 チェンナイ工場	インド
18 パワール工場	ハリアナ州
19 KOITO MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア
20 NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda.	ブラジル
21 KPS N.A.,INC.	米国
22 常州小糸今創交通設備有限公司	中国

# 事業報告

## 9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
24,608名	+1,146名

## 10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,927百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,049百万円
株式会社みずほ銀行	4,577百万円

## 11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるKIホールディングス株式会社を当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、同社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

### 1) 発行可能株式総数

320,000,000株

### 2) 発行済株式の総数

160,789,436株

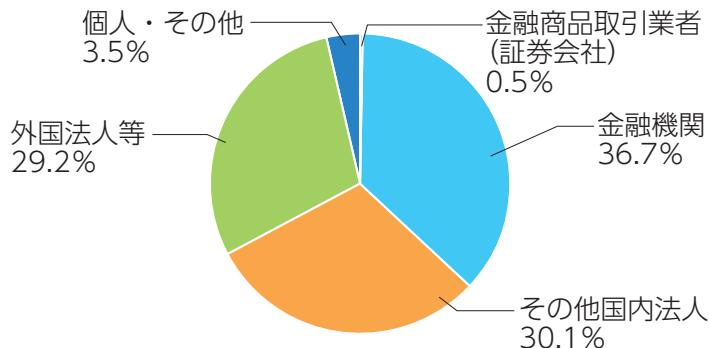
### 3) 株 主 数

5,117名

### 4) 大 株 主

#### 〈ご参考〉

#### ■所有者別分布状況 (株式数比率)



株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	32,158	20.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,554	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,265	3.9
株式会社三井住友銀行	5,442	3.4
日本生命保険相互会社	5,382	3.3
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	5,324	3.3
株式会社三菱UFJ銀行	5,154	3.2
第一生命保険株式会社	4,000	2.5
株式会社デンソー	3,024	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,982	1.9

(注) 持株比率は自己株式 (58,220株) を控除して計算しております。

# 事業報告

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日	2015年6月26日
保有者	取締役（社外取締役を除く）11名
新株予約権の数	330個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 33,000株
行使時の払込金額	1株当たり1円
権利行使期間	2015年7月30日から 2045年7月29日まで
主な行使条件	当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内に限り、行使することができる。

## 4 会社役員に関する事項

### 1) 取締役及び監査役 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 嶽 昌 宏	
代表取締役社長	三 原 弘 志	
代表取締役副社長	横 矢 雄 二	技術本部長、モビリティ戦略部・研究所・知的財産部担当
代表取締役副社長	榊 原 公 一	人事部・静岡総務部・調達部・航空機器事業部担当
専務取締役	有 馬 健 司	国際本部長、技術本部副本部長、品質保証部担当
専務取締役	内 山 正 巳	生産本部長、静岡工場長、榛原工場長、物流部・安全環境部・生産管理部・電子製造部担当、KIホールディングス株式会社 取締役
専務取締役	加 藤 充 明	営業本部長、国際本部副本部長
専務取締役	小長谷 秀 治	経理本部長、KIホールディングス株式会社 監査役
取締役相談役	大 嶽 隆 司	
取締役常務執行役員	草 川 克 之	経営企画部・コンプライアンス推進室・原価管理部担当
取締役常務執行役員	山 本 英 男	総務部・情報システム部担当、内部監査室長
取締役常務執行役員	豊 田 淳	国際本部副本部長、米州部担当
取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社 特別顧問、株式会社ニコン 社外取締役 (監査等委員)、株式会社三菱総合研究所 社外監査役
取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	櫻 井 欣 吾	公認会計士
常勤監査役	菊 地 光 雄	
常勤監査役	川 口 洋 平	
監査役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	鈴 木 幸 信	税理士、コイト保険サービス株式会社 監査役
監査役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>	木目田 裕	西村あさひ法律事務所パートナー 弁護士、株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役

# 事業報告

- (注) 1. 2019年1月31日をもって草野耕一氏は社外監査役を辞任いたしました。なお、同氏は西村あさひ法律事務所代表パートナー及び慶應義塾大学大学院教授を兼務しておりました。
2. 取締役上原治也氏及び取締役櫻井欣吾氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鈴木幸信氏及び監査役木目田裕氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鈴木幸信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役上原治也氏、取締役櫻井欣吾氏及び監査役鈴木幸信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
2019年3月31日現在の執行役員は、下記のとおりであります。(取締役兼務者を除く。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	井 上 敦	経営企画部長、総務部長
常務執行役員	佐 藤 清	INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED (IJL) 取締役社長 (インド駐在)
常務執行役員	勝 田 隆 之	技術本部副本部長、開発推進部・システム開発部・静岡第1設計部・豊田設計部担当
常務執行役員	米 山 正 敏	技術本部副本部長、製品開発部担当、光源事業部長、航空機器事業部長
常務執行役員	勝 又 敏 行	技術本部副本部長、静岡第2設計部・電子開発部・電子技術部担当
執行役員	豊 田 晃 一	営業本部副本部長、大阪支店長
執行役員	渡 辺 真 司	品質保証部長
執行役員	村 越 護	生産本部副本部長、相良工場長、富士川工機部担当、生産改善部長、生産技術部長
執行役員	大 竹 雅 浩	North American Lighting, Inc. (NAL) 取締役会長 (米国駐在)
執行役員	東 祐 司	技術本部副本部長、モビリティ戦略部長、研究所長
執行役員	落 合 英 樹	THAI KOITO COMPANY LIMITED 取締役社長 (タイ駐在)
執行役員	帖 地 雅 隆	Koito Czech s.r.o. (KCZ) 取締役社長 (欧州駐在)
執行役員	山 本 格 也	国際本部副本部長、中国部長
執行役員	山 崎 耕 平	経理本部副本部長、財務部長、関連企業部長
執行役員	Kirk Gadberry	North American Lighting, Inc. (NAL) 取締役社長

## 2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	14名	1,159百万円
監 査 役	5名	119百万円
合 計	19名	1,279百万円

- (注) 1. 上記には、2019年1月31日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は、5名62百万円であります。
3. 当社は、2012年6月28日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。  
これに基づき、辞任監査役1名に対し20百万円の役員退職慰労金を支給しております。  
支給金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、監査役1名11百万円が含まれております。
4. 上記のほか、社外監査役1名は、当社の子会社であるコイト保険サービス株式会社より同社の役員報酬として0百万円の支給を受けております。

## 3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問、株式会社ニコン社外取締役（監査等委員）及び株式会社三菱総合研究所社外監査役であります。
- 監査役鈴木幸信氏は、コイト保険サービス株式会社の監査役であります。コイト保険サービス株式会社は当社の子会社であり、保険代理業に係る取引関係があります。
- 監査役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所パートナー、株式会社アドバンスクリエイティブ社外取締役であります。当社は、西村あさひ法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係があります。
- なお、2019年1月31日をもって草野耕一氏は社外監査役を辞任いたしました。同氏は西村あさひ法律事務所代表パートナー及び慶應義塾大学大学院教授を兼務しておりました。

# 事業報告

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	上原 治也	12回中11回 (91.7%)	—	企業経営に関する知識・経験に基づく専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。
	櫻井 欣吾	12回中12回 (100.0%)	—	公認会計士としての知識・経験に基づく専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。
社外監査役	鈴木 幸信	12回中12回 (100.0%)	9回中9回 (100.0%)	主に税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。
	木目田 裕	2回中2回 (100.0%)	2回中2回 (100.0%)	主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。
	草野 耕一	10回中9回 (90.0%)	7回中7回 (100.0%)	主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。

(注) 社外監査役木目田裕氏につきましては、2019年1月31日の就任後の状況、社外監査役草野耕一氏につきましては、2019年1月31日の辞任までの状況を記載しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更します。

### 2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	50百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記1.の金額はこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、上記の報酬額を妥当と判断したため、会社法第399条第1項の同意を行ったものです。

### 3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定する。
- ② 会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定する。

### 4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

# 事業報告

## 6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「小糸グループ行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進部門、内部監査部門、内部通報制度などの組織・体制、並びに「企業倫理規定」などの関係諸規程の整備・充実を図る。また、取締役、執行役員及び従業員に対しその周知、教育を行う。

### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、常務会の議事録など取締役の職務執行に係る情報については、関係諸規程の整備・充実を図り、これに従って、適切な保存・管理を行う。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の存続に関わる重大なリスク事案の回避・排除、また、発生した場合の影響を極小化するため、「危機管理規程」などのリスク管理に関する規程や体制の整備並びに取締役、執行役員及び従業員への教育・訓練を行う。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、常務会の定例的開催、並びに取締役の職務執行に係る「取締役会規程」「常務会規程」などの諸規程や執行役員制度などの組織・体制の整備・充実を図り、取締役の職務執行の効率性を確保する。また、年度毎の社長方針に基づき、各部門において方針を具体化し、業務を執行する。

### 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「小糸グループ行動憲章」をグループ会社と共有し、業務の適正を確保・管理するため、以下の体制を整備する。

- イ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、報告事項を明確にし、報告制度を充実させると共に、グループ会社に対し定期的な業務報告を実施させる。
- ロ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。また、グループ会社の対応が不十分である場合には、指導をはじめとする是正措置を講じる。

ハ) 当社はグループ会社が取締役会の定例的開催、取締役等の職務執行に係る規程や組織・体制の整備・充実を図らせる。

また、重要なグループ会社においては役員を兼務させる。

二) 当社は「小糸グループ行動憲章」などに基づき、グループ会社に法令遵守の徹底を図らせると共に、当社の管掌部門・内部監査部門はグループ会社の業務監査、会計監査を実施する。

また、当社は「関係会社管理規程」などに基づき、承認事項を明確にし、係る業務の執行については、当社の承認を得た上で行わせる。

## 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の指揮命令のもとで業務を行う。また、取締役からの独立性を確保するため、監査役室の人事については、監査役会の同意を得た上で決定する。

## 7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人などが当社監査役に報告をするための体制、並びに当社監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びにグループ会社の取締役、執行役員及び従業員は、会社に重大な影響を与える事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス等に関する報告すべき事項を知った場合には、当社監査役へ報告するものとする。

また、報告された内容は監査役の判断で監査役会に報告する。

組織・体制の整備・充実を図り、これらの報告を行った者が、不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。

## 8) 当社の監査役職務執行について生ずる費用に係る方針並びに、監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の執行に必要な費用については、会社が支払う。

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会をはじめとする各種会議や委員会への出席、重要書類の閲覧等により、業務の執行状況を把握・監査する。

また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等と定期的に又は必要に応じて意見交換を行う。

# 事業報告

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催すると共に階層別の研修・教育、「小糸グループ行動憲章」をはじめとする関係諸規程の社内ホームページ掲載やEメール配信等により、不正行為の防止、法令遵守体制の強化を図っております。これら関係諸規程に関するアンケートを行い、従業員等へのコンプライアンス意識の向上、定着状況を調査しております。

また、「小糸グループ行動憲章」の遵守状況等を取締役会等に報告しております。

コンプライアンス委員会においては、年度活動計画、リスクへの対応、内部監査結果等を報告、コンプライアンス体制のチェックを実施しております。

企業倫理相談窓口として社内及び外部窓口（法律事務所）を設置し、その実効性向上を図り、運用状況については取締役会等に報告しております。

内部監査部門は、独占禁止法、下請法等に関するコンプライアンス監査を定期的を実施しております。

### 2) 取締役の職務の執行に関する体制について

当社は、会社の諸規程に基づき取締役会による経営の意思決定・監督、取締役・執行役員による職務執行、監査役による職務執行の監査を行っています。

取締役会は取締役14名（うち社外取締役は2名）で構成され、原則月1回開催、取締役、監査役出席のもと、職務執行状況の報告、重要事項についての意思決定がなされています。

また、取締役会を補う機関として、常勤取締役及び執行役員にて構成される常務会を原則月3回開催、職務執行状況の報告、及びフォローを実施しています。

### 3) リスク管理体制について

当社では、経営に重大な影響を与える危機の発生に備え、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理規程」を制定し、部門毎に法的規制、海外進出、製品の品質、情報セキュリティ、自然災害等のリスクの点検、管理体制の維持・向上を図っております。

### 4) グループ会社管理体制について

当社は、グループ会社の業務の円滑化と管理の適正化を図り、グループ会社を指導・育成するため「関係会社業務報告会」をはじめとする各種報告会を開催しております。個別の重要案件については、「関係会社管理規程」に基づき各社及び当社関係部署が事前協議の上、当社の常務会・取締役会に上程し、承認を受けております。

内部監査部門はグループ会社の内部統制システム整備、運用状況に関する定期的な監査を実施、問題の早期発見や損失の防止に努めると共に、改善の提言・指導を行っております。

## 5) 監査役に関する体制について

監査役は取締役会に出席するほか、各監査役がそれぞれの立場に応じてその専門分野の知識や経験等を活かし、取締役の職務執行状況並びに会社の意思決定の妥当性・適正性等を監査しております。また、監査役自らが実施する往査、管理部門へのヒアリング等に加え、会計監査人・内部監査部門の行う監査に立ち会うと共に、社外取締役を含む関係者等と適宜情報交換を行って連携を保ち、監査の実効性を高めるよう努めております。

# 8 会社の支配に関する基本方針

## 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきものであると考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## 2) 企業価値向上への取組み

当社は、企業メッセージ「安全を光に託して」のもと、自動車照明器、電気機器メーカーとしてお客様の求める新しい価値を創造、安全・安心、そして信頼できる製品・サービスの提供を通じて、自動車産業や社会の発展に貢献する企業であり続けたいと考えております。

当社グループの更なる発展・飛躍に向けた戦略は、次のとおりです。

# 事業報告

- (i) 自動車産業の世界最適生産の拡大に対応すべく、海外における開発・生産・販売部門を更に強化するなど、グローバル5極体制（日本・北米・欧州・中国・アジア）の充実を図る。
- (ii) コネクティッド・自動運転・シェアリング・電動化などモビリティ変化への対応をはじめ、お客様・市場ニーズを先取りした先端技術の開発と迅速な商品化を図り、タイムリーに魅力ある商品を提供する。
- (iii) 高品質・安全性を追求すると共に、環境保全及びコンプライアンス強化を推進する。
- (iv) 経営資源の確保と有効活用により、収益構造・企業体質の更なる強化を図る。

この取組みを着実に実行することにより、当社グループの持つ経営資源を有効に活用すると共に、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。なお、この取組みは、当社グループの企業価値を継続的かつ持続的に向上させるものとして策定されていることから、1)の基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと、取締役会は判断しております。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率は<ご参考>の記載箇所を除き、表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当年度 (2019年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2018年3月31日現在)	科目	当年度 (2019年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2018年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>278,280</b>	<b>267,402</b>	<b>流動負債</b>	<b>86,098</b>	<b>92,938</b>
現金及び預金	188,097	180,854	買掛金	61,431	58,948
受取手形	603	619	電子記録債務	3,851	3,499
電子記録債権	12,302	11,648	未払金	3,205	1,254
売掛金	54,829	50,917	未払費用	6,538	6,128
製品	7,058	7,342	未払法人税等	3,687	14,008
仕掛品	1,264	1,090	賞与引当金	3,712	3,617
原材料及び貯蔵品	8,393	8,721	製品保証引当金	2,584	3,035
未収入金	5,651	6,075	独禁法関連損失引当金	83	80
その他	339	298	その他	1,004	2,366
貸倒引当金	△259	△164	<b>固定負債</b>	<b>30,132</b>	<b>31,324</b>
<b>固定資産</b>	<b>141,510</b>	<b>136,586</b>	退職給付引当金	16,661	18,098
<b>有形固定資産</b>	<b>20,967</b>	<b>19,340</b>	海外投資等損失引当金	7,000	7,000
建物(純額)	7,217	7,011	製品保証引当金	5,437	5,192
構築物(純額)	544	456	環境対策引当金	29	7
機械及び装置(純額)	4,778	3,565	その他	1,005	1,025
車両運搬具(純額)	195	134	<b>負債合計</b>	<b>116,231</b>	<b>124,262</b>
工具、器具及び備品(純額)	3,225	3,327	<b>(純資産の部)</b>		
土地	4,652	4,844	<b>株主資本</b>	<b>284,857</b>	<b>256,798</b>
建設仮勘定	352	—	<b>資本金</b>	<b>14,270</b>	<b>14,270</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,574</b>	<b>1,271</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>17,282</b>	<b>17,282</b>
電話加入権	37	37	資本準備金	17,107	17,107
その他	1,537	1,234	その他資本剰余金	174	174
<b>投資その他の資産</b>	<b>118,968</b>	<b>115,973</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>253,359</b>	<b>225,299</b>
投資有価証券	21,850	27,217	利益準備金	3,567	3,567
関係会社株式	59,734	57,502	その他利益剰余金		
関係会社社債	1,650	1,650	買換資産圧縮積立金	973	879
関係会社出資金	26,333	22,825	別途積立金	100,000	100,000
関係会社長期貸付金	1,700	1,700	繰越利益剰余金	148,818	120,852
破産更生債権等	60	60	<b>自己株式</b>	<b>△55</b>	<b>△54</b>
繰延税金資産	6,641	4,662	<b>評価・換算差額等</b>	<b>18,457</b>	<b>22,682</b>
その他	1,162	519	その他有価証券評価差額金	18,457	22,682
貸倒引当金	△164	△164	<b>新株予約権</b>	<b>245</b>	<b>245</b>
<b>資産合計</b>	<b>419,791</b>	<b>403,989</b>	<b>純資産合計</b>	<b>303,560</b>	<b>279,726</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>419,791</b>	<b>403,989</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類等

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	当年度	前年度（ご参考）
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで
<b>売上高</b>	<b>364,104</b>	<b>339,976</b>
売上原価	301,398	279,376
<b>売上総利益</b>	<b>62,705</b>	<b>60,599</b>
販売費及び一般管理費	24,359	22,999
<b>営業利益</b>	<b>38,346</b>	<b>37,599</b>
営業外収益	18,425	18,828
受取利息	(283)	(198)
受取配当金	(10,098)	(11,056)
ロイヤルティー収入等	(7,252)	(6,821)
賃貸料	(55)	(519)
雑収入	(734)	(231)
営業外費用	119	637
為替差損	(-)	(364)
雑損失	(119)	(272)
<b>経常利益</b>	<b>56,652</b>	<b>55,791</b>
特別利益	270	26,407
固定資産売却益	(270)	(803)
投資有価証券売却益	(-)	(0)
関係会社出資金売却益	(-)	(22,306)
技術対価収入	(-)	(3,298)
特別損失	958	2,048
固定資産除売却損	(474)	(236)
環境対策引当金繰入額	(484)	(-)
独禁法関連損失	(-)	(1,655)
減損損失	(-)	(156)
税引前当期純利益	55,963	80,149
法人税、住民税及び事業税	11,024	19,002
法人税等調整額	806	△1,081
法人税等合計	11,831	17,921
<b>当期純利益</b>	<b>44,132</b>	<b>62,228</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本剰余金					利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,270	17,107	174	17,282	3,567	879	100,000	120,852	225,299	
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	107	-	△107	-	
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△13	-	13	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△16,073	△16,073	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	44,132	44,132	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	94	-	27,965	28,059	
当期末残高	14,270	17,107	174	17,282	3,567	973	100,000	148,818	253,359	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△54	256,798	22,682	22,682	245	279,726
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	-
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△16,073	-	-	-	△16,073
当期純利益	-	44,132	-	-	-	44,132
自己株式の取得	△0	△0	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	△4,225	△4,225	-	△4,225
当期変動額合計	△0	28,058	△4,225	△4,225	-	23,833
当期末残高	△55	284,857	18,457	18,457	245	303,560

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を損益として計上しております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

① デリバティブ 時価法

② 運用目的の金銭の信託 時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び車両運搬具 3～7年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

・ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| ② 賞与引当金                     | 従業員の賞与支給に充てるため、事業年度分支給見込額を期間に基づいて計上しております。  |
| ③ 製品保証引当金                   | 品質保証費用発生に備えるため、所定の基準により発生見込額を計上しております。  |
| ④ 独占禁法関連損失引当金               | 独占禁止法に関連する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。  |
| ⑤ 退職給付引当金                   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| ⑥ 海外投資等損失引当金                | 海外投資に係る損失に備えるため、海外関係会社の財政状態等を勘案し、当社所定の基準による損失見込額を計上しております。  |
| ⑦ 環境対策引当金                   | 環境対策に係る費用発生に備えるため、発生見込額を計上しております。   |
| (7) ヘッジ会計の方法                | ヘッジ対象に係る損益又は評価差額は、ヘッジ時点で認識し、それを期間に基づいて配分しております。   |
| (8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 |   |
| ① 退職給付に係る会計基準               | 退職給付に係る未認識項目の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。   |
| ② 消費税等の会計処理                 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。   |

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前事業年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました投資その他の資産の「長期貸付金」（当事業年度は2百万円）及び「差入保証金」（当事業年度は509百万円）は重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 98,943百万円

(2) 偶発債務

① 保証債務

関係会社の借入金等に対し次のとおり債務保証を行っております。

NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda. 4,273百万円

INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED 3,220百万円

Koito Europe Limited 2,174百万円

計 9,668百万円

② 訴訟事項

当社は、自動車用ランプについて調整行為を行った等として、カナダにおいて損害賠償請求訴訟を提起されております。また、米国においても同種の訴訟が提起されております。なお、当該米国訴訟の一部については、和解が成立しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 35,859百万円

② 短期金銭債務 25,220百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 207,234百万円

② 仕入高 204,573百万円

③ 営業取引以外の取引高 16,152百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	58千株	0千株	－千株	58千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			百万円						百万円		百万円
その他の関係会社	トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	635,401	自動車及び同部品の製造・販売、産業車両の販売、住宅の製造・販売等	(被所有)直接20%	-	自動車照明機器の販売	自動車照明機器の販売	181,185	電子記録債権	6,644
										売掛金	18,974
								材料の受給	7,172	買掛金	1,267

### (2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			百万円						百万円		百万円
連結子会社	小糸九州(株)	佐賀県佐賀市	3,000	自動車照明機器の製造・販売	(所有)直接100%	兼任あり	当社製品の製造	同社製品の購入	74,206	買掛金	13,011
								材料の支給	34,277	未収入金	1,511
			百万円						百万円		百万円
連結子会社	アオイテック(株)	静岡県浜松市	100	電子・電気通信精密機器の製造・販売	(所有)直接98%	兼任あり	当社製品の製造	同社製品の購入	36,152	買掛金	3,285
			百万円						百万円		百万円
連結子会社	静岡電装(株)	静岡県静岡市	76	自動車照明機器の製造・販売	(所有)直接65%	兼任あり	当社製品の製造	同社製品の購入	41,034	買掛金	2,095
								材料の支給	33,431	-	-
			千英ポンド								
連結子会社	Koito Europe Limited	英国ウースターシャー州ドロイトウィッチ市	65,000	自動車照明機器の製造・販売	(所有)直接100%	兼任あり	同社製品を英国中心に製造・販売技術援助契約あり債務保証	債務保証	2,174	-	-

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
百円ドル比											
連結 子会社	INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED	インド タミルナ ドゥ州	1,840	自動車照明 機器の製造 ・販売	(所有) 直接 70%	兼任あり	同社製品を インド中心に 製造・販売 技術援助契約 あり 債務保証	債務保証	3,220	—	—
千レアル											
連結 子会社	NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda.	ブラジル サンパウ ロ州	303,000	自動車照明 機器の製造 ・販売	(所有) 直接 75%	—	同社製品を ブラジル中心 に製造・販売 技術援助契約 あり 債務保証	債務保証	4,273	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件と同様に、市場価格、総原価等を勘案して決定しております。
3. 債務保証については、金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っており、協議の上決定した保証料を受け取っております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,887円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 274円57銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(公開買付けによる株式の取得等)

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるK Iホールディングス株式会社を当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、同社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社小糸製作所  
取締役会 御中

#### 明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 吉村 淳一 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 小貫 泰志 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小糸製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小糸製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年4月23日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるKIホールディングス株式会社を会社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、同社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社小糸製作所  
取締役会 御中

#### 明治アーク監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 淳 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 貫 泰 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小糸製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年4月23日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるKIホールディングス株式会社を会社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、同社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当該基本方針の実現に資する特別な取組みについては、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

# 監査報告

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムの構築及び運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当該基本方針の実現に資する特別な取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

#### 株式会社小糸製作所 監査役会

常勤監査役 菊 地 光 雄 ㊞

常勤監査役 川 口 洋 平 ㊞

社外監査役 鈴 木 幸 信 ㊞

社外監査役 木目田 裕 ㊞

#### (注) 社外監査役の期中交代について

2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において選任され社外監査役に就任していた草野耕一氏は、最高裁判所判事に任命されたため当社の社外監査役を2019年1月末をもって辞任し、代わりに補欠監査役に選任されていた木目田裕氏が社外監査役に就任致しました。

以 上